



平成 29 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 第三銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 岩間 弘  
(コード番号 8529 東証第一部、名証第一部)  
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 川瀬 和也  
Tel 0598-23-1111 (代表)

**臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会招集  
のための基準日の設定、臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による  
各種類株主総会の開催、並びに、定款の一部変更に関するお知らせ**

本日公表いたしました「株式会社第三銀行と株式会社三重銀行の共同株式移転の方式による経営統合に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成について」のとおり、株式会社第三銀行（頭取 岩間 弘、以下、「当行」といいます。）は、本日開催した取締役会において、株式会社三重銀行（当行と株式会社三重銀行を総称して、以下、「両行」といいます。）と、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可等が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、平成 30 年 4 月 2 日（月曜日）（予定）をもって、両行の完全親会社となる「株式会社三十三フィナンシャルグループ」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）を決議しております。

この度、当行は、本株式移転に関して、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会招集のための基準日の設定、本臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会の開催、並びに、「株式会社三重銀行との株式移転計画承認の件」を本臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会に、「定款一部変更の件」を本臨時株主総会にそれぞれ付議することに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会の基準日の設定等について  
平成 29 年 12 月 15 日（金曜日）に開催予定の本臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 29 年 9 月 30 日（土曜日）（注）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 平成 29 年 9 月 30 日（土曜日）（注）
- (2) 公告日 平成 29 年 9 月 15 日（金曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当行ホームページに掲載いたします。）

<http://www.daisanbank.co.jp>

（注）実質的な基準日は、平成 29 年 9 月 29 日（金曜日）となります。

2. 本臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会の開催について
  - (1) 開催日  
平成 29 年 12 月 15 日（金曜日）
  - (2) 開催場所（予定）

三重県松阪市中央町 520 番地の 1  
 当行教育センター4 階大会議室

(3) 付議議案

(本臨時株主総会)

第 1 号議案 株式会社三重銀行との株式移転計画承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

(普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会)

第 1 号議案 株式会社三重銀行との株式移転計画承認の件

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

当行は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 14 条（定時株主総会の基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会において本株式移転の承認に関する議案が承認され、かつ平成 30 年 4 月 2 日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当行の株主は、共同持株会社 1 名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第 14 条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第 15 条以下の条数の繰り上げ及びそれに伴う条数の調整を行うものであります。（かかる定款の一部変更を、以下、「本定款変更」といいます。）

なお、本定款変更は、本臨時株主総会並びに普通株主及び A 種優先株主による各種類株主総会において第 1 号議案（株式会社三重銀行との株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに平成 30 年 3 月 31 日（土曜日）の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 30 年 3 月 31 日（土曜日）にその効力を生じるものといたします。

(2) 定款変更の内容

本定款変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 5 条（条文省略）	第 1 章 総 則 第 1 条～第 5 条（現行どおり）
第 2 章 株 式 第 6 条～第 1 1 条（条文省略）	第 2 章 株 式 第 6 条～第 1 1 条（現行どおり）
第 2 章の 2 優先株式 第 1 1 条の 2（A 種優先配当金） 当銀行は、 <u>第 3 6 条</u> 第 1 項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主（以下、「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下、「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当た	第 2 章の 2 優先株式 第 1 1 条の 2（A 種優先配当金） 当銀行は、 <u>第 3 5 条</u> 第 1 項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主（以下、「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下、「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当た

<p>りの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>②（条文省略） ③（条文省略）</p> <p>第11条の3（A種優先中間配当金） 当銀行は、第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第11条の4～第11条の9（条文省略）</p> <p>第11条の10（除斥期間） 第38条の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第13条（条文省略）</p> <p>第14条(定時株主総会の基準日) 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>第15条～第19条（条文省略）</p> <p>第19条の2（種類株主総会） 第15条、第16条第1項、第17条、第18条および第19条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>② 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催</p>	<p>りの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>②（現行どおり） ③（現行どおり）</p> <p>第11条の3（A種優先中間配当金） 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</p> <p>第11条の4～第11条の9（現行どおり）</p> <p>第11条の10（除斥期間） 第37条の規定は、A種優先配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第13条（現行どおり）</p> <p>(削除)</p> <p>第14条～第18条（現行どおり）</p> <p>第18条の2（種類株主総会） 第14条、第15条第1項、第16条、第17条および第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>③ 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第30条（条文省略）</p> <p>第5章 監査等委員および監査等委員会 第31条～第32条（条文省略）</p> <p>第6章 会計監査人 第33条～第34条（条文省略）</p> <p>第7章 計算 第35条～第38条（条文省略）</p>	<p>② 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第29条（現行どおり）</p> <p>第5章 監査等委員および監査等委員会 第30条～第31条（現行どおり）</p> <p>第6章 会計監査人 第32条～第33条（現行どおり）</p> <p>第7章 計算 第34条～第37条（現行どおり）</p>
---	---

(3) 日程

本臨時株主総会決議日	平成29年12月15日（金曜日）
本定款変更の効力発生日	平成30年3月31日（土曜日）（予定）

(4) その他

平成30年3月期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第36条第1項（本定款変更後の第35条第1項）に従い、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当行からお支払いする予定です。

以上